

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

能代市

2. 構造改革特別区域の名称

能代里山どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

能代市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と気候

本市は、秋田県北西部に位置し、東は、北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町・藤里町に接しています。また、県都秋田市には、60キロメートルから80キロメートルの圏内にあります。

総面積は、426.74平方キロメートル、山林・原野が26.4パーセント、農用地が20.2パーセントとなっており、豊かな自然と農業地域という特徴を持っています。

東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する米代川が市域の中央を東西に流れ日本海に注ぎます。下流部には能代平野が広がり、その両側は、広大な大地が広がり大部分が農地として活用されています。郊外には田園風景が広がり、美しい里山、森林地帯を市域に持つ自然に恵まれた地域です。

気候は、四季の移り変わりが明瞭です。年間の平均気温は10度前後と温暖ですが、冬は低温で日本海特有の北西の強い季節風が吹き、降雪日数は平均70日程度あります。

(2) 人口

能代市は、平成18年3月21日に、能代市と二ツ井町が合併し、新しい能代市となりました。人口は、合併時には、63,985人でしたが、平成25年3月末現在、人口は58,527人、世帯数は24,679世帯であり、年々減少傾向にあります。

高齢化率は、34パーセントとなっており、今後更に進行していくことが推測されます。

(3) 産業

産業別就業者の構成比は、第1次産業9.1%、第2次産業25.26%、第3次産業65.45%(平成22年国勢調査)と、第3次産業が過半数を占めています。かねてからの基幹産業として木材産業と農業が挙げられます。

本市は、北前船など古くから日本海交易の要衝として、米代川の川運を利用した秋田杉の集積地として栄え、大正時代には機械製材のめざましい発展により東洋一の木都といわれました。しかし、天然秋田杉の枯渇や廉価な外材の輸入増加に伴う国産材需要の低下等で、木

材産業は年々縮小、厳しい状況にあり、資源依存型から技術立地型への転換を進めています。

もう一つの基幹産業である農業は、稲作を中心にしながら野菜等との複合化が図られてきました。ネギ、みょうが、キャベツ、アスパラガス、山ウド等、戦略作物の拡大に取り組み、県内でも有数の野菜産地となっていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などによる農業従事者の減少が続いています。能代ブランドとして付加価値を高められるよう大ロット化、高品質化のための生産体制の強化を進めるとともに、農商工連携による6次産業化を進め、経営の強化につながるよう取り組んでいます。

また、風力を始めバイオマス、小水力など自然や資源を活かした環境・エネルギー産業の育成を図りながら、地域主体による再生可能エネルギーの導入、エネルギーを自給できるエネルギーのまちを創造することで、本市の活性化につなげる取組を進めています。

(4) 地域づくり

本市の4地域には、まちづくり協議会が立ちあがり、地域住民が主体となって、自分たちの地域を見つめ直し、歴史、食、自然、スポーツ等それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを進めています。この一環の中で、グリーンツーリズム事業を推進しています。その中で、いなか体験メニューを構築するとともに、子どもたち等を受け入れ農家民泊を実施しており、安全・安心な農作物をPRできるとともに新たな販路拡大、交流人口の拡大につながるよう模索しています。また、恋文をコンセプトに、県立自然公園きみまち阪・七座山周辺や恋文商店街の整備、廃校を利用した体験工房の開設等を行い、特色のあるまちづくり、恋文のまちづくり事業を進めています。

地域資源を活かし地域連携を図りながら、農産地域の活性化、新たな観光資源の創出とすることを目指しています。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本市は、木材産業のまちとして発展してきましたが、人口減少や少子化、高齢化、地域経済の低迷や厳しい雇用情勢の中にあり、若者の定住に結びつく産業創出と雇用確保が最優先課題となっております。

市では、地域資源を最大限に活かす中で、6次産業化や二次加工産業の創出等も含めた農業及び観光の振興を図るとともに、既存の商店街の活性化に取り組むことが求められています。

市では、現在の厳しい環境を克服するための一つの有力な鍵は「交流」であると考えます。交流は地域経済の活性化のポイントであるほか、異文化とぶつかり合うことによって自らの文化（誇り）を見直す機会にもなります。今後、住民の主体的な地域づくりのなかから生まれたグリーンツーリズムへの意欲を支援しながら、農村資源を生かした交流を活発化していくことで、地域活力の創出を図りたいと考えます。

本構造改革の特別区域の認定により、市内の飲食店等において濁酒を提供することで、新たな観光客、リピーターが増えることで交流人口が増え、販売先の開拓につながり、農家の所得向上に期待するものです。

また、これを契機に、都市住民との交流が活発化することで、地域住民がふるさとに誇りを

持ち、その地域に暮らす意義を見いだしていくことにつながるという意味において、濁酒特区は極めて重要な意義があります。

6. 構造改革特別区域計画の目標

合併により、世界自然遺産である白神山地を始め一連の景勝地に広がりができました。豊かな自然が生み出す地域資源を活かしながら、地元の食材をふんだんに利用した郷土料理の提供や農作業体験や各種アウトドア体験など多様な体験メニューを来訪者に提供しています。

濁酒特区の認定は、市内外へ絶大なPR効果を持ち、市内各地域で行われているグリーンツーリズムの取組にとっても追い風になるほか、若年農業者や農家のやる気にもつながるなど、地域全体に波及効果を生むことになると期待されます。

高齢化、後継者不足等で厳しい状況にある本市の農業の起爆剤となり、農業の6次産業化を推し進め、地域が活性化されることを目標とします。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、濁酒特区は、本市の基幹産業である農業と地域観光資源を一体化し、農村と都市住民との交流人口の増加が期待され、地域の経済・雇用に好影響を及ぼすことが期待されます。

また、農業者にとって、濁酒特区は、地域住民が刺激を受け、新たな事業、地域資源の再発見・再認識につながるものと考えます。

○濁酒製造事業者数

区分	平成25年度	平成26年度目標	平成27年度目標
事業者数	1人	2人	3人

○観光客入込数

区分	平成24年度実績	平成28年度目標
観光客数	1,711,676人	2,000,000人
宿泊客数	113,345人	125,000人

8. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

能代市全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類の製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2の記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン・民宿等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

本特例措置により、付加価値が高められ、グリーンツーリズムの取組に対する波及効果がでるとともに、農業農村及び観光分野の活性化につながる。さらに、新たな特産品開発、農業所得の増加につながっていくことも期待するものである。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象となる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。